

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から平成元年6月まで

申立期間当時、国民年金保険料は私の元夫が納付しており、元夫は、「国民年金保険料はきちんと払っている。」と話していた。

私も、その元夫が2か月か3か月ごとに国民年金保険料を集金人に納付していた記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していた旨主張しているが、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料は申立人及びその元夫とも未納となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、2か月か3か月ごとに国民年金保険料として1万円を集金人に納付し、お釣りをもらっていた旨主張しているが、申立期間当時の2か月分の国民年金保険料額は1万円を超えており、納付したとする保険料額と相違している。

なお、申立人は、元夫が2か月か3か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付していた旨主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直前の国民年金保険料については、申立人及びその元夫とも1年分の保険料を一括して過年度納付していることが確認できることから、申立人の元夫が申立期間当時、国民年金保険料を必ずしも定期的に集金人に納付していなかった状況がみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその元夫は連絡が取れないため、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月から 10 年 4 月まで

年金事務所の記録によると、A社の代表取締役であった申立期間に係る標準報酬月額が、44万円から9万8,000円に遡って減額訂正されているが、申立期間に役員報酬を減額したことは無く、平成10年5月8日に手形が不渡りになる直前に家族で夜逃げしており、標準報酬月額の減額について社会保険事務所（当時）から説明されたことも同意したことも無い。

実際の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成10年5月12日をもって厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できるところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年5月22日に、44万円から9万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

しかしながら、登記簿謄本により、申立人は、申立てのとおり申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間当時、同社の社会保険事務を担当していたとする申立人の妻は、「標準報酬月額の減額訂正処理には一切関わっておらず、同意したことも無い。申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたため毎月手形で支払っていたが、平成10年5月8日に手形が不渡りとなったことから、同年4月分の社会保険料は支払われておらず、滞納のままになっているはずである。手形が不渡りとなる2日から3日前に夫婦で夜逃げした。」と供述しているところ、申立事業所を所轄する年金事務所は、「滞納処分票は現存しないものの、保険

料を手形で支払うのは滞納があった場合である。」と回答していることなどから判断すると、申立期間当時、A社では厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所から保険料納付を要請されていたものと推認される。

さらに、申立期間当時の同社の会計士は、申立人及び申立人の家族が行方不明となっていた旨供述しているものの、その時期は不明であり、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった当時に在籍していたとする従業員からも、申立人及びその妻に係る当時の状況等について供述を得られないことから、申立人が減額訂正処理時において行方不明であったことを確認できず、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに無断で記録訂正等を行ったと認めることはできない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月頃から 46 年 8 月頃まで  
② 昭和 46 年 9 月頃から 48 年 2 月頃まで  
③ 昭和 62 年 4 月頃から平成元年 6 月頃まで

申立期間①について、私は、A社が経営するB店舗で勤務していた。同社は、数店舗を経営しており、同僚にC氏、D氏、E氏がいたことを記憶している。

申立期間②では、F社で業務に従事していた。社長はG氏で、従業員は4人から5人おり、その中にH氏、I氏がいたことを記憶している。

申立期間③では、J社で業務に従事していた。社長はK氏で、従業員も4人から5人いたと記憶している。

全ての申立期間について、勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時のA社の経理担当者の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、A社が経営するB店舗で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社は、申立期間当時、適用事業所に該当しておらず、申立期間後の昭和 59 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる上、B店舗は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 59 年

3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる被保険者6人のうち、45年7月以前から同社で勤務していたとする者2人は、会社が厚生年金保険の適用事業所に該当する前に、厚生年金保険料が給与から控除されるようなことはなかった旨供述している。

さらに、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない上、A社の代表者も当該期間に係る賃金台帳等の関連資料等はない旨供述していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

申立期間②について、申立人が記憶する同僚2人の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がF社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、当該期間において氏名が確認できる複数の同僚は、申立人を記憶しているものの、厚生年金保険の加入については分からない旨供述しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除の状況等については確認することができない。

また、申立事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、F社は申立人に関する人事記録等の関連資料等を保存しておらず、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

申立期間③について、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で、当該期間において氏名が確認できる同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の同僚は、自身は正社員であったとする一方、申立人は臨時職員であったと思う旨供述しており、前述の被保険者原票で氏名が確認できる別の同僚も申立事業所では臨時職員が多数採用されていた旨供述している。

また、前述の被保険者原票で記録が確認できる同僚5人について雇用保険の被保険者記録を確認したところ、5人全員に申立事業所での被保険者記録が確認できるが、申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない上、J社は既に廃業しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

このほか、全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。